資料 6

新たな介護人材確保・定着事業の実施について

【目的】

介護人材不足の解消は本市の喫緊の課題であり、長期的な介護人材の確保及び定着推進を図るため、市独自で保健福祉事業に本事業を新設し、取組を進める。

〈保健福祉事業〉

市町村は、第 1 号被保険者からの保険料を財源として、介護保険法 115 条の 49 に規定される「保健福祉事業」を行うことができる。

⑴要介護被保険者を現に介護する人を支援する事業　⑵要介護・要支援状態になることを予防するための事業

⑶保険給付のために必要な事業　⑷介護保険サービス利用に必要な資金を貸し付ける事業

「⑶保険給付のために必要な事業」として、「介護職場における人材の確保・定着を図る支援事業」を保健福祉事業内に位置づけ、事業所の体制を整備し、必要な介護サービスを充分受けることができる体制の構築を図る。

＜経費内訳＞

補助事業	事業概要	対象者	予算額
1. 訪問サービス事業所支援	条件不利地域における訪問サービスの提供体制の充実	訪問サービス事業所を開設する事業者	39,000 千円
2. 通所サービス事業所支援	通所サービスにおける送迎業務の共同化に向けた実証実験	共同送迎実証実験参加事業所及び運営団体	6,000 千円
3. 外国人介護人材受入支援	多様な介護人材の雇用促進	市内に介護保険事業所を開設する事業者	12,000 千円
合計			57,000 千円

１．訪問サービス事業所支援【事業費 39,000 千円】

【事業概要】

出雲市の条件不利地域における訪問サービスの提供体制の充実により、訪問地域の拡大を図ることを目的として、条件不利地域に訪問サービスを行う事業所に対して、その運営費等の一部を補助する。

【補助内容】

（１）対象事業者　訪問サービス事業所を開設する事業者

対象となる訪問サービスは、訪問介護（訪問介護従前相当サービス含む)、訪問リハビリテーション（介護予防サービス含む)、訪問入浴介護（介護予防サービス含む）とする。ただし、訪問介護員の雇入に関する補助については、訪問介護事業所が、訪問介護員を雇用する場合に限る。

（２）補助金の詳細　※申請については、予算の範囲内で受け付けることとする。

補助区分	補助内容	補助額	申請及び支給
条件不利地域における訪問サービスへの助成	1. 市内及び市外の訪問サービス事業所が、条件不利地域へ訪問サービスを実施した場合、1 件あたり補助金を支給する。 2. 補助金の支給対象は、事業所から直線距離で 5km 以上を要する訪問に限る。	1 件あたり 1,000 円	・申請書に実績を添付し、申請する。 ・3 か月毎に申請することも可能とする。
常勤の訪問介護職員の新規雇用への助成	1.市内に訪問介護事業所を開設する事業者で、当該訪問介護事業所において直近 6 か月に同一建物減算を算定していない事業者または条件不利地域における訪問サービスへの助成を受けている事業者が、訪問介護員を新たに雇用した場合は、1 人あたり補助金を支給する。(法人として同一人は 1 回まで。) 2.新たに雇用する訪問介護員は、常勤職員として雇用された者で、6 か月以上雇用された場合とする。	1 人あたり 20 万円	・訪問介護員を雇用した場合は、申請書に雇用の内容が分かる資料を添付の上、申請する。 ・申請については、雇用した職員が就業開始日から起算して 6 か月経過後とする。

（３）事業対象期間　令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

【対象地域】

社会生活における条件が不利な地域と定義する地区のうち交通条件の良い地区（大社地域の一部）を除き、かつ訪問系サービス事業所が不足している地区（平田地域の一部）を加えた以下の地域を対象とする。

出雲	西谷町、上島町、船津町、野尻町、稗原町、宇那手町、馬木町、朝山町、所原町、見々久町、馬木北町、乙立町
平田	本庄町、万田町、奥宇賀町、河下町、唐川町、別所町、猪目町、久多見町、野石谷町、上岡田町、多久谷町、多久町、園町、鹿園寺町、小境町、小津町、十六島町、釜浦町、塩津町、美保町、三津町、小伊津町、坂浦町、地合町、野郷町、美野町
佐田	全域
多伎	全域
湖陵	湖陵町畑村
大社	大社町日御碕、大社町宇龍、大社町鷺浦、大社町鵜峠
斐川	斐川町学頭、斐川町阿宮

２．通所サービス事業所支援【事業費 6,000 千円】

通所系事業所において利用者の送迎が介護職員の負担となっているため、専門ドライバーが事業所の枠をこえて利用者を共同で送迎することにより、介護職員の負担を軽減し、通所系事業所への就職の躊躇の解消、離職の減少を図ることで人材確保を推進する。令和 5 年度に実施した共同送迎のメリットを図るための調査を基に、今年度は共同送迎の実証実験を行い、本稼働に向けた課題の抽出、検討を行う。

３．外国人介護人材受入支援【事業費 12,000 千円】

【事業概要】

介護人材を確保するため、外国人留学生で介護福祉士養成施設を卒業した者を雇用する、又は特定技能外国人を受け入れる市内に介護保険事業所を開設する事業者に対して、受け入れに要する費用の一部について補助する。

【補助内容】　※申請については、予算の範囲内で受け付けることとする。

市内の介護保険サービス事業所等を運営する事業者が、介護事業所に下記の表による方法で外国人介護人材を雇用した際に、申請に基づき外国人介護人材の受入に直接必要な経費の 2 分の 1 の額を補助する。

補助区分	補助内容	補助額	申請及び支給
留学生受入に係る経費への助成	介護福祉士養成施設における留学生の受入に係る経費の 2 分の 1 の額を補助する。（1 名につき 1 回に限る。）	（留学生受入） 助成金上限 1 人当たり 100 万円 （特定技能外国人受入） 助成金上限 1 人当たり 20 万円 ※いずれも補助対象経費の全部又は一部に他の補助金及び貸付金等が支給されている場合は、支給された補助金等を差し引いた経費の 2 分の 1 の額とする。	・外国人を雇用した場合は、申請書に雇用の内容が分かる資料及び雇用に要した経費の分かる資料を添付の上、申請する。 ・申請については、外国人介護人材を雇用し、就労を開始した後とする。
特定技能外国人受入に係る経費への助成	特定技能外国人の受入に係る経費の 2 分の 1 の額を補助する。（1 名につき 1 回に限り、1 事業者につき 1 年度当たり 3 名を上限とする。）		

事業対象期間　令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

令和６年度 介護人材の確保・定着に向けた事業計画

既存事業(一般会計)　（単位：千円）

取組内容	事業名	Ｒ４（決算）	Ｒ５（予算）	
Ⅰ．イメージアップに向けた取組	1.ホームページによる情報発信	326	557	
	2.外国人向け介護の仕事理解促進	0	50	**新事業へ統合**
	小　計	326	607	
Ⅱ．人材定着に向けた取組	1.キャリアアップ研修会	137	182	**統合**
	2.若手職員交流推進事業	188	200	
	3.管理者向け研修会	15	200	
	4.他事業所のいいとこ発見！見学会	176	176	**Ⅰ-1へ統合**
	小　計	516	758	
Ⅲ．人材確保に向けた取組	1.介護の職場見学会	0	123	**廃止**
	2.介護の入門的研修	497	500	
	3.介護の基礎的講座開催	0	10	**Ⅰ-2へ移動**
	4.介護人材育成支援事業補助金	997	1,000	
	5.外国人介護人材受入れ支援事業	0	94	**新事業へ統合**
	小　計	1,494	1,727	
Ⅳ．プロジェクト会議開催	1.会議開催経費	0	132	
	2.アンケート調査の実施	0	0	
	小計	0	132	
合　計		2,336	3,224	
【県補助額】（総事業費－対象外経費238千円）×　3/4 上限額2,500千円		1,573	2,239	

既存事業(一般会計)　（単位：千円）

取組内容	事業名	Ｒ６予算案
Ⅰ．イメージアップに向けた取組	1.ホームページによる情報発信	733
	2.介護の基礎的講座開催	10
	小　計	743
Ⅱ．人材定着に向けた取組	1.職員交流研修会等開催事業	356
	小　計	356
Ⅲ．人材確保に向けた取組	1.介護の入門的研修	520
	2.介護人材育成支援事業補助金	1,000
	小　計	1,520
Ⅳ．事業効果検証経費	1.プロジェクト会議開催経費	99
	2.介護人材不足調査分析事業	495
	小計	594
合　計		3,213
【県補助額】（総事業費－対象外経費238千円）×　3/4 上限額2,500千円		2,231

新事業(介護保険事業特別会計)

訪問サービス事業所支援事業	39,000
通所サービス事業所支援事業	6,000
外国人介護員受入支援事業	12,000
合　計	57,000
【保健福祉事業】介護給付費準備基金を財源に充てる。	57,000

合計	60,213

平成二十三年十月

出雲市管内図

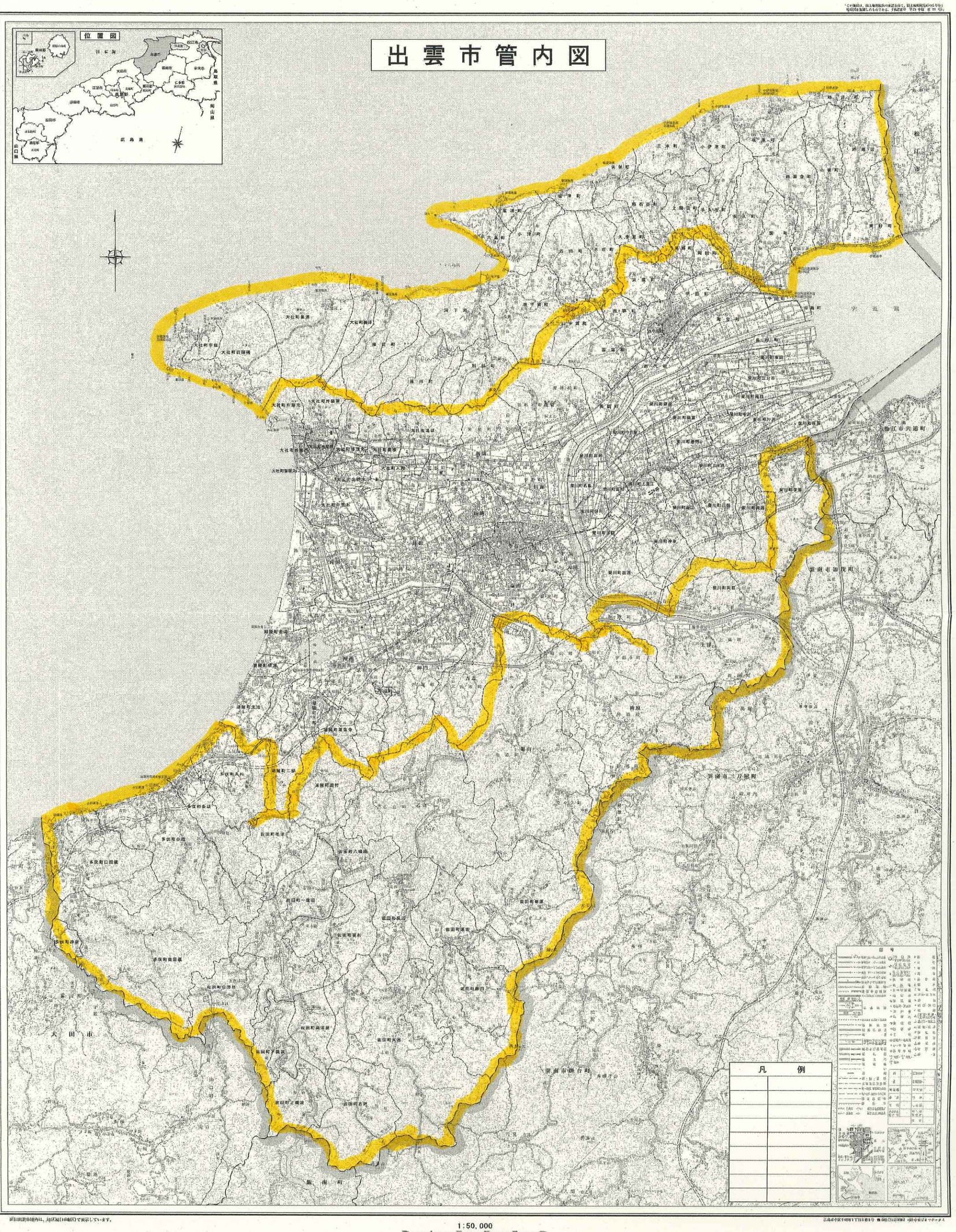

出雲（平成二十三年）

1:50,000